

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同年〇月〇日以降、基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に入社し、同年〇月〇日に同社を退職した。同月〇日、請求人は、C所在の会社D（以下「事業所」という。）に入社し、同社が管理するリゾートマンションの住み込み管理員の業務に従事した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に事業所を退職し、同年〇月〇日、E公共職業安定所に出頭し、F会社及び事業所に係る雇用保険被保険者離職票－1及び2を提出するとともに、雇用保険受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、離職理由は自己都合ではなく、会社都合によるものであると申し立てた。
- (3) 平成〇年〇月〇日、E公共職業安定所長は、事業所を管轄するG公共職業安定所長（以下「G安定所長」という。）に対し離職理由の補正依頼を行ったが、同年〇月〇日、G安定所長は離職理由の変更なしと回答した。

この間、請求人の転居により、請求人の雇用保険受給事務については、公共職業安定所が引き継ぐこととなった。

請求人の離職理由に変更がなかったことから、安定所長は請求人に対し雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項に基づく給付制限処分を行ったため、請求人は雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求を行った。

(4) 安定所長は、請求人の退職した経緯について、改めて確認を行い、やむを得ない理由による自己都合退職である可能性があったことから、同所内で検討を行い、体調不良により勤務継続が困難になったため、正当な理由がある自己都合退職として特定理由離職者に該当すると判断し、給付制限を解除した。このため、請求人は上記給付制限に係る審査請求を取り下げた。

(5) 平成○年○月○日、安定所長は、所定給付日数120日分の支給を終了したことにより、同年○月○日以降基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。請求人は、本件処分を不服とし、改めて審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした同年○月○日以降、基本手当を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 基本手当については、法第23条において、離職した被保険者が特定受給資格者に当たる場合には、被保険者であった期間や被保険者の年齢に応じて所定給付日数が定められており、仮に請求人が特定受給資格者に該当する場合には、同条の規定により、請求人の基本手当の所定給付日数は210日となるものと考えられる。

(2) 請求人は、事業所が、平成○年○月○日から請求人が勤務するリゾートマンションHに他の住み込み管理員を雇い入れたため、人員整理の必要が生じ、請求人に対し退職の勧奨及び強要を行い、退職を余儀なくしたので、特定受給資

格者に該当すると主張している。

しかしながら、請求人が退職を勧奨、強要されたとする具体的な証拠の提出はなく、請求人自身が事業所の I センター長に宛てた平成〇年〇月〇日付けのメールには「体の限界を感じました。もうこれ以上、仕事を続けることが困難となりました。」と記載しており、請求人が事業所に提出した同月〇日付けの同月〇日を希望退職日とする旨の退職願にも請求人の自署による記名及び押印が認められ、退職事由も「一身上の都合によるものです。」と記載されている。事業所も、請求人の退職の経緯について、平成〇年〇月〇日付けの理由書で、要旨、「請求人から体調不良を理由に退職の申出があり、運営担当者から退職の慰留をするが請求人の意思が固く、退職の手続を進めた。」、「(請求人から) 退職理由を自己都合から会社都合にしてももらえないかとの申出があったが、(退職は) 請求人からの申出であるので、自己都合になると説明し、請求人から了承を得た。」と具体的に述べており、そこでの説明経緯に不自然かつ不合理な点は認められない。請求人がその後事業所に対し離職理由について特段異議を申し立てた事実は、本件一件資料からは認められない。

以上を総合すると、請求人が退職の勧奨及び強要を受けたとの客観的事実は認められず、請求人の主張は採用できない。

(3) したがって、当審査会としても、請求人が特定受給資格者に該当するとはいえ、あくまで請求人自身の判断によって退職したと判断する。

3 以上のとおりであるので、安定所長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降、基本手当を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。